

4. 議定書附属書Eに掲げる物質（〔 〕内は、ODPを示す。）

臭化メチル（CH₃Br）〔0.6〕__

3. 申請書類一覧

番号	書類名	部数	ダウンロード	備考
(1)	輸出承認申請書	2 通	PDF 形式:19KB Word 形式:50KB 一太郎形式:54KB	申請書記載例（PDF 形式：146KB） ※記入要領 1. 貨物名の欄に、輸出契約書と成分表に明記された商品名を記載するとともに、含有している規制物質名をカッコ書きで併記すること 2. 数量の欄に取引単位による数量を記載するとともに、キログラム (Kg) 単位による数量をカッコ書きで併記すること 3. 価額の欄に、輸出契約書に明記された建値（インコタームズ）を併記すること
(2)	申請理由書	1 通	PDF 形式：7KB Word 形式：30KB 一太郎形式：25KB	※記入要領 1. 仕向地（国又は地域名及び議定書締約国であるか否かの別）、買主名及びその住所、最終需要者名及びその住所を記載すること。 2. 輸出貨物の概要として、輸出貨物の品目名、数量（kg）、最終用途及び製造業者名並びに輸出貨物に含まれる規制物質の名称、含有率（%）、含有数量（kg）、オゾン破壊係数（ODP）及び含有数量に ODP を乗じた数量（換算数量（kg））を記入すること 輸出貿易管理令別表第2の35項規制対象品目（PDF 形式：14KB）
(3)	輸出契約書又は輸出	1 通		

輸出の承認は、輸出者からの輸出承認の申請に対し、当該申請が上記申請手順に従って行われたものであることを確認のうえ、以下のいずれかに該当するものについて、国内需給の状況等を勘案して行うこととする。

項目	説明
(1) 議定書附属書 A のグループ I に属する物質	議定書（1987 年に採択された議定書）締約国を仕向地とする輸出
(2) 議定書附属書 A のグループ II に属する物質	議定書（1987 年に採択された議定書）締約国を仕向地とする回収されたものの輸出
(3) 議定書附属書 B に掲げる物質	議定書（1990 年に採択された議定書の改正）締約国を仕向地とする輸出
(4) 議定書附属書 C のグループ I に属する物質	議定書（1999 年に採択された議定書の改正）締約国を仕向地とする輸出
(5) 議定書附属書 C のグループ II に属する物質及び同議定書附属書 E に掲げる物質	議定書（1992 年に採択された議定書の改正）締約国を仕向地とする輸出
(6) 議定書附属書 C のグループ III に属する物質	議定書（1999 年に採択された議定書の改正）締約国を仕向地とする輸出

輸出後の届出

輸出承認を受け、特定物質の輸出を行った者は、毎年 1 月～3 月の間に前年の輸出数量等を経済産業大臣に届け出なければいけません。

詳しくは、化学物質管理課オゾン層保護等推進室のホームページをご覧ください。

特定物質の輸出に関する届出（オゾン層保護法第 17 条関係）

6. 提出先

窓口	連絡先
経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室 〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1	TEL : 03-3501-4724

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 代表電話 03-3501-1511

Copyright© 2011 Ministry of Economy, Trade and Industry. All Rights Reserved.